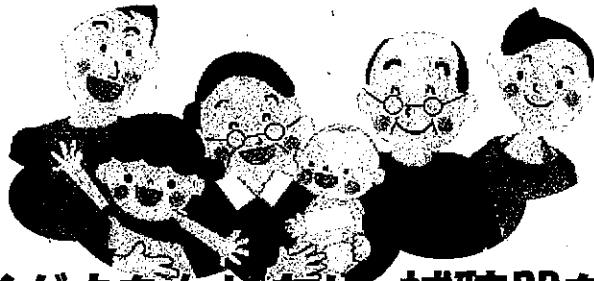


医療的ケアって？

保護者がいなければ教育を受けられないというのは、子どもの教育を受ける権利の侵害にもなります。その中で生み出されたのが「医療的ケア」という概念です。「医療的ケア」という言葉は、教育現場から生まれました。



皆さんが、メガネをかけたい、補聴器を使いたいするのと同じです。「医療的ケア」(生活の援助)があれば、息をしたい、ご飯を食べたいするのが楽になります。特別なことではありません。

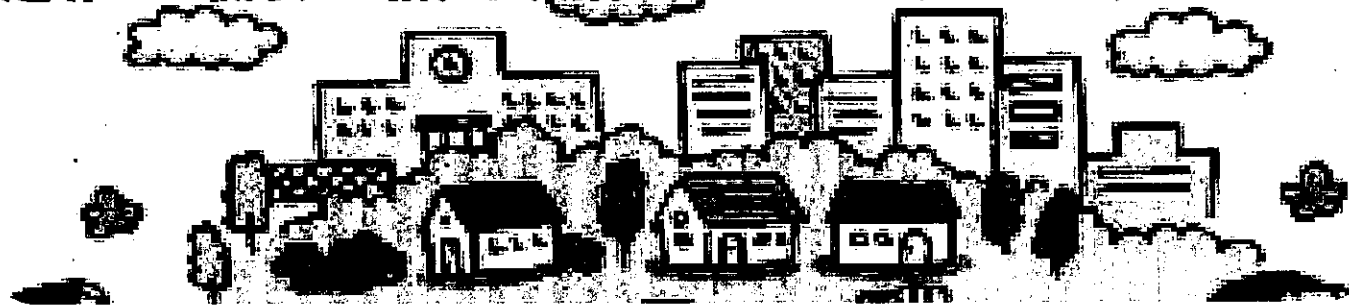
「医療的ケア」とは、「日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為」とされています。代表的なのは、痰の吸引や経管栄養の注入です。狭い気道に唾液や痰が詰まれば、呼吸困難となりますし、栄養摂取は日々欠かせないものです。これらも医学的判断は必要ですが、医師や看護師にしか許されないとなると、子どもたちが在宅で暮らすのは不可能となります。

3号研修を受けると

皆さんも医療的ケア(生活の援助)ができます。むずかしいことではありません。

痰の吸引や経管栄養の注入は、3号研修を受け、指導看護師による実施研修が終了すれば、ヘルパーや保育士、学校の教諭等、家族以外の支援者が自宅、保育所、学校等の場で実施することができます。

是非この機会に研修を受講してください。



※裏面の説明を読んでみてください。

困っています…

「医療的ケア」が必要であるために、したいことができない現実があります。

～例えば～

- ・ 障がい福祉サービスの支給があっても「医療的ケア」ができる支援者が限られており、必要な支援を受けられません。
- ・ 保育所への入所の際、「医療的ケア」の場面で看護師さんが必要になります。看護師がみつからないと、保護者は、育休後復職できず、仕事を辞めることになります。

乙訓地域の取組は？

乙訓圏域障がい者自立支援協議会「医療的ケア」委員会では、当事者、家族会、医師、歯科医師、訪問看護ステーション、行政、障害者福祉施設等から 20 数名が委員として参加し「医療的ケアがあっても、誰もがあたり前に生活できるよう」具体的な取組を行っています。

「支援者が足りない」問題については、3号研修のことをヘルパーさんや保育士さん等にも知ってもらうためにどうしたらいいか具体的な方法を考えています。

国の取組は？

令和3年9月

医療的ケア児支援法（医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律）が施行されました。

…法律ができてなにが変わる？

目的：子どもの健やかな成長と家族の離職防止。安心して育てられる社会の実現。

…そのために何をする？

①国・地方公共団体の責務が明確に
医療的ケア児が在籍する保育所、学校等への支援。

人材確保。相談体制整備。子や家族の生活支援。

②学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブの責務が明確に

医療的ケアができる看護師や保育士等を配置する。

3号研修（喀痰吸引等研修）とは？

研修修了後、特定の対象者の支援ができます。

①3号研修を修めるとこんなことができます。

喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）
と経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）。

②研修内容とは？

研修機関（乙訓地域は「乙訓福祉会」）で
基本講義8時間＋演習1時間。

基本講義後、講義内容について20問の試験。
正解が17問以下だと再試験。

③試験合格者は、特定の人に対する必要な手順を
医療職から実地での研修で学びます。



3号研修実施施設
乙訓福祉会

最後に… 伝えたいこと